

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

生徒は知的障害特別支援学級に所属、視覚的な情報だけでは理解が困難なため、言葉による説明が必要である。また、長時間・多量の作業を行うと精度が落ちるため、生徒のペースに応じたきめ細やかな支援も必要になる。

保護者の希望は、生徒が自立できること、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことなどである。市教育委員会やスクールカウンセラーと協議し個別の教育支援計画を作成、保護者との合意に至った。

支援員の配置、落ち着いて学習できる教室環境の整備、効率的な学習が行える教材の整備などの合理的配慮を行った。

生徒への個別の教育支援計画作成にあたり、スクールカウンセラーの意見が大変参考になった。また、県教育委員会の特別支援教育推進員を招聘し、校内研修を行った。

今年度は特別支援学校の公開講座に参加しただけであったが、今後は特別支援学校との連携を推進していく必要がある。

1 対象生徒の障害種

知的障害

2 障害の程度

該当(知的障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・特別支援学級

4 学年

中2

5 対象生徒の実態

視覚的な情報のみでは判断が難しい時があり、言葉での説明を添えると理解がしやすくなる。聞いたことを一度に覚えておける数は5つほどしかなく、長期間の記憶も困難である。数の概念が理解できず、練習を繰り返しても定着しない。そのため、時計は全て読めない。長い時間の作業や、多くの量をこなそうとすると精度が落ちるため、生徒のペースに合わせて時間や量を調節できるような支援が必要である。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

自立して生活できるようになること、人に自分の思いを伝えられるようになることが、保護者の大きな希望であった。市教育委員会と協議し、支援員を配置してもらうこととした。また、スクールカウンセラーにも生徒を観察してもらい、教材や教室の配慮について意見をいただいた。校内委員会で個別の教育支援計画を策定し、保護者に連絡、合意に至った。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

コミュニケーション力を育成するため、通常の学級とできるだけ多く交流できるよう教育課程を編成した。支援員は学習の補助だけでなく、クラスメートとの交流や生活習慣の自立に向けた支援を主に行うこととした。

基礎⑤ 施設・設備の整備

教室で落ち着いて生活できるよう、本人や保護者の希望を聞き取り環境整備を進めた。また、スクールカウンセラーのアドバイスで教室内にパーテーションを設置し、小さな空間に区切れるようにしている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

本を読む時に、どこを読んでいるか分からなくなったり、行を飛ばしてしまったりするため、スリットを準備した。こうした配慮により、落ち着いて学習に取り組んでいる。

合理②-1 専門性のある指導体制の整備

県教育委員会の特別支援教育推進員に数回来校いただき、校内研修を行った。また、専門的な知識の伝達だけでなく、生徒に関わるすべての教員が疑問を出し合うなど、実践的な研修となった。

9 成果と課題

当該生徒への支援を決定するにあたり、スクールカウンセラーの意見が大変参考になった。また、担任も特別支援学校の公開講座を受講するなど、専門的な知識やノウハウを学ぶことで適切な支援が行える。今後は、特別支援学校との連携をより進めていきたい。